



茨城県常陸大宮市議会解散請求書

議会解散請求の要旨


1. 請求の要旨

常陸大宮市は合併して既に16ヶ月が過ぎました、市議会は合併協定書6項に基づき合併議会議員(75名)全員が旧大宮町議会議員の残任期間(平成19年9月17日)まで引き続き新市の議員として在任しようとしています。

しかし、市の債務状況、逼迫した財政運営を考えれば合併の目的である効率的行政運営と財政の健全化を目指すべきありますが一向にその動きが見られません。私たち一般市民はこのような現実を黙視してはいられません、平成18年度の予算は各種事業の見直しや、補助金、助成金の削減など厳しい状況になることが予想され、市の生活基盤整備や生活関連の行政支出が削減されて市民生活に大きな影響を及ぼすことが考えられ、この傾向は年々厳しくなるものと予想されます。

以上のような理由から市財政の一刻も早い改善が不可欠であり、よって議会の解散を行い、適正規模の議会構成を望む次第です。

2. 請求代表者

住所 茨城県常陸大宮市小野112番地 職業 農家 氏名 辛留野 義昭 

上記のとおり地方自治法第76条第1項の規定により常陸大宮市議会の解散を請求します。

平成18年5月16日

常陸大宮市選挙管理委員会委員長

萩野谷 則義 様